



# 国民年金保険料が 払えない時は?



ファイナンシャル・プランナー

# FP にゆうす

「国民年金」を「老齢年金」と理解している人が多いと思いますが、「リスク」への備えとして役立つ年金でもあります。病気やケガなどで障害者になった場合、「障害年金」を受け取ることができます。また子どもがいる国民年金加入者が亡くなった場合には、末子が18歳になった年の年度末まで「遺族年金」が支給されます。障害年金と老齢年金は一生涯給付される終身年金です。

## 国民年金保険料を、超お得に払う

平成31年度(令和元年)の保険料は16,410円です。申込期限までに前納の手続きをすると割引制度があります。口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付や電子納付なども利用できます。口座振替で2年分前納した場合、毎月納付書で納付する場合に比べ15,760円割引(平成31年度)となります。2年で15,760円を利子で稼ぐにはいくら預ければ良いのかを考えると、38万円の余裕があれば活用しない手はありません。ただし口座振替による前納手続きは、前納する年度の2月末までに申請が必要です。

一方、クレジットカードによる前納の割引率は口座振替より劣りますが、ポイントが貯まる特典があります。

## 一ヶ月400円の「プチ投資」もおすすめ!

国民年金保険料に1ヶ月あたり400円の「付加保険料」を納めると、給付時に「200円×納付月数」分が上乗せされます。例えば付加保険料を40年間納めると、老齢基礎年金に96,000円の付加年金が上乗せされることとなります。400円納めて200円上乗せになるということは、もらい始めて2年で元が取れることとなります。長生きすれば何倍も回収できるプチ投資としておすすめです。国民年金基金

に加入中の方は付加年金を納めることはできません。なお、20歳時に厚生年金に加入している人は、国民年金保険料も一括して拠出されるため個別に払う必要はありません。

## 保険料が払えない場合は?

国民年金保険料の免除、納付特例制度があります。経済的に納付が困難な場合は申請により「全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除」など所得に応じた減免制度があります。また50歳未満の方は「納付猶予制度」が、学生であれば「学生納付特例制度」などを利用すると、猶予された期間の保険料を最長10年に遡って追納することもできます。手続きしないと「未納」期間となり、万一の場合の障害年金がもらえなかったり、老齢年金の資格期間が足りなくなり、無年金となってしまいます。老齢年金を受給するには、保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間(年金額には加算されないが、受給資格にはカウントされる期間)が10年以上あることが必要です。

## 人生100年時代のマネープランを

コープの保障の見直し相談では、人生の三大資金といわれている教育資金、住宅資金、老後資金の資金計画のアドバイスもしています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ連絡先  
 コープぐんま共済部  
**0277-52-9680**  
 個人相談 2時間以内  
 生協事業所  
 (宅配センター・店舗)  
 学習会 5名以上でお申込みください



今月の執筆  
久下 香  
ファイナンシャル・プランナー

## ファイナンシャル・プランナー (FP) になるう!

- 費用** 受講料全6回で6,480円(税込)  
テキスト・問題集5,610円(税込)
- 会場** コープぐんま宮子店  
(伊勢崎市宮子町)

コープぐんま共済部  
(0277-52-9680)までお問い合わせください。  
詳しい案内と申込書を送ります。

【受講スケジュール】※全体の進行によって若干調整することがあります

日程	カリキュラム
7月 4日(木)	ライフプランニングと資金計画
7月11日(木)	社会保険、公的年金
7月18日(木)	リスク管理、金融資産運用
7月25日(木)	タックスプランニング
8月 1日(木)	不動産
8月 8日(木)	相続・事業承継

いずれも10:00~12:30(途中10分休憩)

